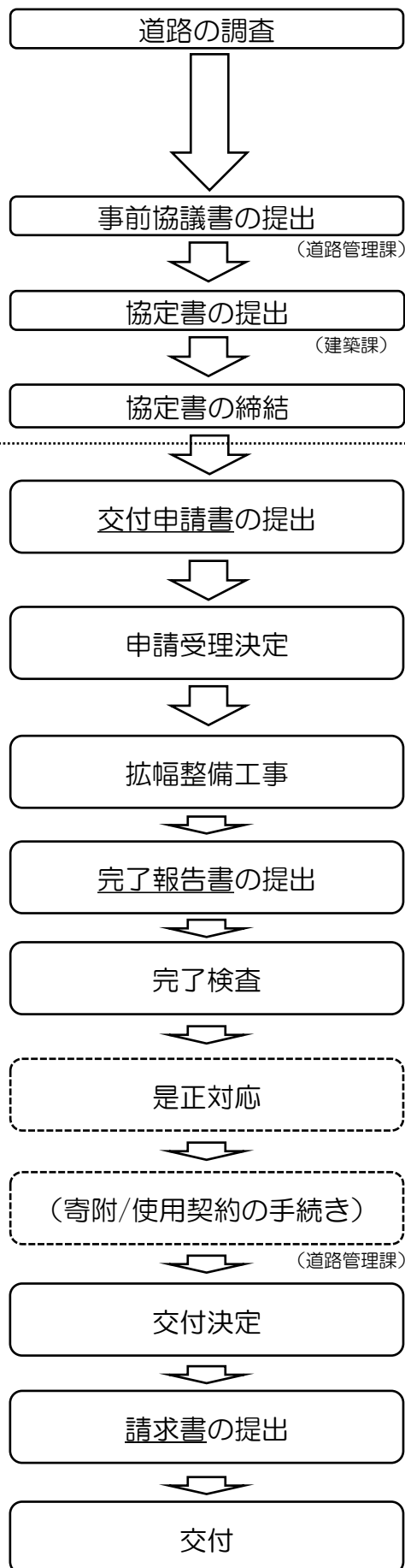


□交付までの手続きの流れ



□道路管理課の窓口にて、調査している道路が狭あい道路に該当するかどうかご確認ください。

□狭あい道路に該当する場合は、道路管理課の窓口において後退用地について事前協議（整備方法、維持管理方法）が必要となり、事前協議書を道路管理課へ提出してください。

□協定書の締結を行いますので、協定書（押印したものの2部）と事前協議書一式（写し）を建築課へ提出してください。

□助成金・奨励金の交付に該当し、交付を受ける場合は、建築課へ交付申請書及び添付書類を提出してください。

（※拡幅整備後・工事着工後の申請は不可）

□申請受理決定通知書が発行されます。

□後退用地の拡幅整備工事を行ってください。

□工事完了後、建築課へ狭あい道路拡幅整備等完了報告書及び添付書類を提出してください。

□現場立会（道路管理課、建築課）の上、完了検査を行います。

（※現場立会日時の調整が必要となります。）

□検査完了後、検査結果報告書が発行されます。

※是正が必要な場合は、是正対応が必要となります。

□寄附／無償使用契約の締結手続きを行います。

※寄附の手続きがある場合、法務局等での手続きに期間を要する可能性があります。

□交付決定通知書が発行されます。

□請求書及び添付資料を提出してください。

□助成金・奨励金が交付されます。